

一般社団法人 回復期リハビリテーション病棟協会
セラピストマネジャー認定試験規程

(趣意)

第1条 この規程は、一般社団法人 回復期リハビリテーション病棟協会認定回復期セラピストマネジャーコース認定規約第3章に基づき、一般社団法人 回復期リハビリテーション病棟協会認定回復期セラピストマネジャー認定試験(以下認定試験)に関わる事項を定める。

(認定試験)

第2条 PTOTST 委員会は、認定試験実施に際し、受験者ならび受験申請者に対し、受講状況等をもって受験の可否について審査を実施する。

2 認定試験は、認定試験受験資格を有し、認定試験受験に必要な要件を満たした者に対して行う。

3 試験方法は、多肢選択試験とする。

4 試験問題案の作成は、認定コース講師が行い、試験問題は PTOTST 委員会に指名された有識者および認定回復期セラピストマネジャー等が調整して決定する。

5 試験問題の出題範囲は、研修講義資料の内容とする。

6 認定試験日は、原則的に研修最終日とする。

7 認定試験については、特別の理由がある場合、その再試験を願い出る事が出来る。

8 再試験に関する細目は、別に定める。

(合否判定)

第3条 試験結果に基づき PTOTST 委員会が合否を判定し、理事会が承認する。

2 合否は 100 点を満点とする点数の 60 点以上を合格と判定とする。

3 研修最終日の認定試験において、60 点に満たない場合、1 回に限り追試験を受けることができる。追試験の合否は 100 点を満点とする点数の 60 点以上を合格と判定とする。

4 合格発表は、合格者に直接通知する。

5 追試験で合格しない場合は、回復期セラピストマネジャー認定コース運営細則第9条に定める再試験(受験)となる。

(実施に関する内規)

第4条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規程は、平成 23 年 11 月から施行する。

2. この規定は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

再試験に関する細則

(一般社団法人 回復期リハビリテーション病棟協会セラピストマネジャー認定試験)

(総則)

第1条 一般社団法人 回復期リハビリテーション病棟協会セラピストマネジャー認定試験
規程第2条に定める再試験に関しては、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 再試験とは、受験資格のある者が、事故により認定試験を受験できなかった場合、又は認定試験及び追試験の成績が60点に達しなかった場合、当該年度の認定証授与式までに再びその者に、受験の機会を与えることをいう。

(再試験の取扱)

第3条 再試験の取り扱いについて、以下のとおりとする。

- 1 PTOTST 委員会の許可により、1回に限り追試験を認める。
- 2 再試験の受験料は5,000円とする。

附則

1. この細則は、平成23年11月から施行する。
2. この細則は平成24年10月1日から施行する。